

認知症老人グループホームうらら

認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 関記念栃の木会が開設する認知症老人グループホームうらら（以下、「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員又は計画作成担当者等（以下「従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある認知症高齢者に対し適切な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所におけるサービスは、次の運営方針に従って行うものとする。

- (1) 利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活ができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこととする。
- (2) 要介護者又は要支援者であって認知症の状態にあり、少人数による共同生活に支障がない者に提供する。
- (3) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助目標、該当目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載し認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その計画に沿ったサービスの提供を行う。
- (4) 入退居に際しては、利用者及び家族の状況その他、環境等に配慮し必要な援助を行う。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名（常勤または兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という。）を作成する。
- (3) 介護員 12名以上（入居者が18名の場合）
介護員は、介護計画に基づきサービスの提供等を行う。

(利用定員)

第4条 事業所の利用定員は1棟につき9名までとする。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護の取扱方針
 - (イ) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
 - (ロ) 利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう援助する。
 - (ハ) 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護員が共同で行うよう努める。
 - (ニ) 介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう援助する。
 - (ホ) 利用者の負担により、当該共同生活住居における従事者以外の者による介護を受けさせてはならない。
 - (ヘ) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、提供方法について、理解しやすいよう説明を行う。
 - (ト) 介護員は、自らその提供するサービスの質の評価を行い常にその改善を図ることとする。
- (2) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成
 - (イ) サービスの提供開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の確保等、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という。）を作成する
 - (ロ) 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
 - (ク) 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付するものとする。
 - (ハ) 介護計画の作成後においても、他の介護従事者及び利用者が介護計画に基づき利用する

他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第6条 事業所が提供するサービスの利用料の額は、厚生労働大臣の定める告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該サービス事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

(2) 法定代理受領サービスに該当しない際の利用者から受ける利用料の額は、居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じない額とする。

(3) 事業所は、次の掲げる費用の支払いを利用者から受けることとする。

(イ) 家賃 1月当たり 40,000円

(ロ) 光熱水費 1月当たり 20,000円

(ハ) 食材料費 1食当たり 440円

(食材料費については、本人にかかった費用を実費にて徴収する。)

(ニ) オムツ代

(オムツ代については、それぞれの本人にかかった費用を実費にて徴収する。)

(ホ) 理美容代

(理美容代については、本人にかかった費用を実費にて徴収する。)

(ヘ) 銀行口座振替手数料 1請求あたり 110円

(4) その他、利用者の選定に当たり、サービスの提供において日常生活上で通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用。

(5) 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。

(6) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に重要事項説明書等で説明した上で、利用者の同意を得ることとする。

(7) 利用料の支払は、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行振込もしくは銀行振替によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第7条 サービスの対象者は、要介護者もしくは要支援者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

(1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

(2) 自傷他害のおそれがないこと。

(3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

(ロ) 入居の申込みの際し、医師の診断書等により入居申込者が認知症状態であることを確認する。

(ハ) 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴の把握及び利用者又はその家族への入居に際しての説明、同意の確認をするため、以下の書類に該当事項を記載の上、事業者提出するものとする。

(1)健康診断書

(2)身元保証書

(3)利用契約書 (事業書、入居者・各1通)

(4)重要事項説明書 (事業書、入居者・各1通)

(ニ) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(秘密保持)

第8条 事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない

(2) 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(苦情処理)

第9条 事業所は、その提供したサービス等に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するための体制を整備し、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するとともに、当該苦情に対し迅速かつ適切に対応する。

3 事業所は、その提供したサービス等に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、保険者からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を保険者に報告する。

- 5 事業所は、提供したサービス等に関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(衛生管理)

- 第10条 事業所は、サービスを提供するのに必要な設備、備品等又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(緊急時における対応方法)

- 第11条 事業所は、サービスの提供を行っているときに利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 事業所は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画として、防災計画を別に定める。
- 2 事業所は、非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

(地域との連携)

- 第13条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する市町村の職員又は区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 事業所は、従事者の資質向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 3回
 - 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は年3回の理事会評議員会で協議の上、定めるものとする。

附 則

- | | | |
|-------------|-----|-----------|
| この規程は、平成18年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この規程は、平成24年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この規程は、平成25年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この規程は、平成27年 | 8月 | 1日から施行する。 |
| この規程は、令和元年 | 6月 | 1日から施行する。 |
| この規程は、令和4年 | 10月 | 1日から施行する。 |
| この規程は、令和6年 | 10月 | 1日から施行する。 |